

仕 様 書

- 1 品名 録音・録画装置（小型可搬型）
- 2 数量 一式（仕様詳細及び仕様詳細附属資料のとおり）
- 3 規格 本体及び附属品は全て新品とし、下記の仕様を満たすこと

項目	詳細仕様
1 撮影装置部	
(1-1) 小型カメラ	
①サイズ	「(1-2)小型カメラケース」に収納可能であること
②重量	60g以下 （「(1-2)小型カメラケース」を含む。取付け部品、ケーブルを除く）
③画像センサー	38万画素以上 （アナログカメラを用いる場合にあつては水平解像度540TV本程度以上のもの）
④フォーカス	100cm～∞
⑤フレームレート	30フレーム/秒
⑥ケーブル長	5m以上
⑦補正機能	逆光補正機能及びノイズリダクション機能を有すること
⑧送信映像	「2 記録装置部」に送信する映像は、VGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること
	映像のアスペクト比は4：3又は16：9とすること
⑨その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること
(1-2) 小型カメラケース	
①サイズ	幅45mm×高さ65mm×奥行30mm以下
②材質	ABS樹脂など必要な強度を有するケースとすること ただし、撮影用の開口部を有する面はスモークを付したアクリルパネルとし、「(1-1)小型カメラ」が外部から透視できないように配慮すること
③金具	底面には「(1-3)取付部品」に固定するための金具を取り付けること
	金具の形状は、ISO準拠のいわゆる「細ネジ（小ネジ）」サイズとし、市販の三脚等の雲台に取り付け可能なものとすること
④その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること
(1-3) 取付部品	
①形状・性能	ボールヘッド型接合部などを有し、手動（ドライバーなどを用いない）で上下左右に「(1-1)小型カメラ」の角度を自在に調整可能であること
	「(1-1)小型カメラ」を収納した「(1-2)小型カメラケース」と壁面への着脱が自在に可能なものとすること なお、壁面への着脱のためにあらかじめ取調室壁側に取り付けるべき金具等がある場合にはその形状について警察本部担当者の事前了解を得るとともに、当該金具を一式附属させること
②その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること

(2) マイク

①型式	コンデンサー型
②指向特性	全指向性
③周波数特性	300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること
④感度	-40dB±3 (0dB=1V/Pa、1kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする)
⑤給電方法	プラグインパワー方式
⑥質量	120g以下
⑦ケーブル長	5m以上
⑧プラグ	USB Type-A
⑨機構	卓上設置用バウンダリーマイクであること
	機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること
⑩その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること

2 記録装置部

(1) HDD/ディスクメディアレコーダー

①録画可能ディスク	BD-R、BD-RE、DVD-R及びDVD-RWのいずれにも対応していること
②映像記録圧縮方式	AVC/H.264、MPEG-2又はMPEG-4のいずれかであること
③ディスク記録方式	DVDディスク：DVD-VIDEO又はDVD-VRのいずれかであること BDディスク：BD-AV又はBD-MVのいずれかであること
④音声記録圧縮方式	ドルビーデジタル、リニアPCM又はMPEG-1 Layer2のいずれかであること
⑤ハードディスク容量	500GB（内蔵）以上
⑥録画時間 （標準モード）	DVD画質でDVD-R(4.7GB)に2時間、BD-R(25GB)に10時間以上の録音・録画が可能であること
⑦録画時間 （長時間モード）	DVD画質でDVD-R(4.7GB)に4時間以上の録音・録画が可能であること
⑧ダビング性能	DVD及びBDの高速ダビング(※)が可能であること
	(※)以下のいずれかに対応すること 映像圧縮方式 AVC/H.264、MPEG-2又はMPEG-4 音声圧縮方式 ドルビーデジタル、リニアPCM又はMPEG-1 Layer2 ディスク記録方式 BD：BD-AV又はBD-MV DVD：DVD-VIDEO又はDVD-VR
⑨その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること

(2) タイムレコーダー（映像改ざん防止装置）

①出力映像	入力された映像の画面上に時刻表示（年、月、日、時、分及び秒）を付して（スーパーインポーズする）、時刻表示を付した映像の出力が可能であること
	表示された時刻の背面の映像が保存されないこと
②時刻表示	時刻表示の削除編集ができないこと
	白抜き文字（縁の色は黒又はグレー）とすること 表示方法は別紙「時刻表示のイメージ」のとおりとし、警察本部担当者が指定する位置に表示させることが可能であること
③その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること

(3) モニター	
①画面サイズ	7インチ以上12インチ以下
②構造・附属品	スピーカーを内蔵し、「1 撮影装置部」から送信された映像音声を表示再生することが可能であること
	イヤホンジャック (3.5mmステレオミニ) を備え、イヤホン接続時にはイヤホンジャックのみから音声を出力することが可能であること
③その他	折りたたみ可能なスタンド等が附属し、自立すること
③その他	
数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること	
(4) 収納ケース	
①サイズ	55cm×55cm×30cm以下
②構造・附属品	前面 (必要な場合は後面を含む) の蓋 (カバー) は取りはずすことができ、機器前面で機器の操作や必要なプラグの着脱を行い、機器後面から外部電源への接続を行う構造とすること ただし、記録装置部自体が収納ケースを兼ねており、そのまま機器の接続や操作が可能である場合、取り外し可能な蓋 (カバー) の設置は要しない
	「(3) モニター」を除く記録装置部の全ての機器をケース内に収納可能であり、マウント金具等を用いてケースとの固定設置を可能とすること
	収納ケース内部にマイクアンプ装置を取り付けるなどにより、「1 撮影装置部(2) マイク」からの入力音量を調整する機能を有すること
	収納ケース内部に電源分岐タップを設けるなどにより、記録装置部から1本のコードで装置全体 (「1 撮影装置部」を含む) の給電を行う構成とすること
③その他	電源コードは耐久性に配慮した被覆を有したものとし、長さは5m以上とすること
数量内訳及びその他必要事項については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」のとおりとすること	
3 動作条件	
各機器の配線完了後、5分以内で録音・録画の開始が可能であること	
4 その他	
その他詳細な内容 (納入場所、数量、提出書類、諸経費、保証等) については、別添1「仕様詳細」及び別添2「仕様詳細附属資料」を参照すること	

仕 様 詳 細

1 仕様 仕様書及び別添 2 「仕様詳細附属資料」のとおり

2 納品場所及び数量内訳 下表のとおり

No.	警察署名	住 所	電 話 番 号	数 量
1	村山警察署	村山市中央一丁目 2 番 5 号	0237(52)0110	撮影装置部 1 セット 記録装置部 1 セット
2	南陽警察署	南陽市柵塚 1618 番地	0238(50)0110	撮影装置部 1 セット 記録装置部 1 セット
3	長井警察署	長井市小出 3743 番地 3	0238(84)0110	撮影装置部 1 セット 記録装置部 1 セット
4	上山警察署	上山市矢来三丁目 7 番 50 号	023(677)0110	撮影装置部 1 セット 記録装置部 1 セット
合 計				撮影装置部 4 セット 記録装置部 4 セット

3 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに下記書類を警察本部担当者宛に提出すること。

なお、専門用語については必ず説明を付すこと。

- (1) 納入スケジュール表
- (2) 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等）を示す資料
- (3) 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を示す資料

4 その他

- (1) 納入費を含む。
- (2) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る）は、当該警察署及び警察本部に各 1 部提供するものとし、当該機器の納入時に取扱い説明を行うこと。
- (3) 本装置に係る、アフターサービス、修理、部品提供等を納入後 7 年以上にわたり速やかに行い得る体制（保守拠点、本装置の詳細について理解した保守要員（専任であることを要しない））を有すること。
- (4) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (5) 修理、交換等により、本装置が配置された警察署外へ HDD を持ち出す必要が生じた場合には、当該 HDD のデータ消去を確実に実施し、警察署長の承認を得ること。

仕様詳細附属資料

1 録音・録画装置（小型可搬型）の構成

(1) 撮影装置部 1セット

小型カメラ（小型カメラケース、取付け部品を含む）（1台）
マイク（1台）
その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(2) 記録装置部 1セット

HDD/ディスクメディアレコーダー（2台以上）※1
タイムレコーダー（1台）※2
モニター（1台）
収納ケース（1式）
その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

※1 一体型装置である場合は1台でも可とする。

※2 内蔵型でも可とする。

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- (1) 撮影装置部は、小型カメラ及びマイクから構成される。
- (2) 撮影装置部は、小型カメラ及びマイクで取調室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有する。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) 小型カメラ（小型カメラケース、取付け部品を含む）

ア 撮影装置部1式につき1台とする。小型カメラは小型カメラケース内に設置されたものとし、また壁面への取付け及びアングルの調整に配慮した小型の取付け部品を付属させること。

イ 小型カメラ（小型カメラケース、取付け部品を含む）が満たすべき性能は仕様書のとおり。

ウ 記録装置部前面に設けたジャック等に接続し、ケーブルを通じて映像の送信を行なうこと。また、記録装置部に設けたジャック等から給電（12V）をすることとするが、同ケーブルから給電も可とする。1ケーブルで映像の送信及び給電が可能である場合は接続部分の形状は問わ

ない。

エ 耐久性に配慮し、被覆等によりケーブルに必要な補強を行うこと。

(2) マイク

ア 撮影装置部 1 式につき 1 台とする。

イ マイクが満たすべき性能は仕様書のとおり。

ウ 記録装置部に設けたジャック部に接続し、音声の送信及び給電を行うこと。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- (1) 記録装置部は、HDD/ディスクメディアレコーダー、タイムレコーダー、モニター、収納ケース、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。
- (2) 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声について、タイムレコーダーにより当該映像に時刻表示を付した上で、リアルタイムに 2 台以上の HDD/ディスクメディアレコーダーに送り、HDD 及びディスクメディア (DVD-R/BD-R) に同時に録音・録画を行うこと。
- (3) 記録装置部は、映像入力ジャック (必要があればカメラ用給電ジャック)、マイク入力ジャック、映像音声出力ジャック 1 (モニター用) を有すること。この他、必要に応じ USB ポート等を設置することができる。
- (4) 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができ、加えてイヤホン接続時にはイヤホン端子 (ステレオピンジャック) のみから音声を出力することができるものとする。
- (5) 「録画準備完了」後、10 秒経過しても「録画開始ボタン」が押下されなかった場合、内蔵のスピーカーから、アラーム (ピー) とアナウンス (録画が開始されていません) が交互に流れ、「録画開始ボタン」が押下されるまで停止しないアラーム機能を有すること。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) HDD/ディスクメディアレコーダー

ア 記録装置部 1 式につき 2 台以上とする。

イ HDD/ディスクメディアレコーダーが満たすべき性能は仕様書のとおり。

ウ HDD/ディスクメディアレコーダーに入力された映像音声を、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスクと記録メディア (1 枚) に同時記録できること。

- エ 装置単位で少なくとも2台以上のレコーダーを有することにより、一方のレコーダーを構成する部品等の故障等が生じても、もう一方のレコーダーにて、内蔵ハードディスク(1式)と記録メディア(1枚)に同時記録が行えること。一体型装置である場合は、故障等が生じても録画可能なHDD/ディスクドライブにて継続録画できる機能を有していること。
- オ 収納ケースにマウント金具を用い設置ができること。
- カ 記録された全てのメディアは、一般に販売されている再生機等で再生が可能であること。
- キ 簡易な操作により内蔵HDDに記録した映像音声を消去することができること。この場合には、HDDの記録暗号化等によりデータの読み出しができないこと。

(2) タイムレコーダー(映像改ざん防止装置)

- ア 記録装置部1式につきタイムレコーダー1台を設置すること。
- イ タイムレコーダーが満たすべき性能は仕様書のとおり。

(3) モニター

- ア 設置台数は記録装置部1式につきモニター1台とすること。
- イ モニターが満たすべき性能は仕様書のとおり。

(4) 収納ケース

- ア 収納ケースは、記録装置部1式につき1台とする。
- イ 収納ケースが満たすべき性能は仕様書のとおり。
- ウ 機器の放熱効率及び可搬性(運搬時の振動対策等)に配慮した機器の設置を行うこと。
- エ 記録装置部に設置されたジャック等は、多数回のプラグの着脱への耐久性に配慮すること。

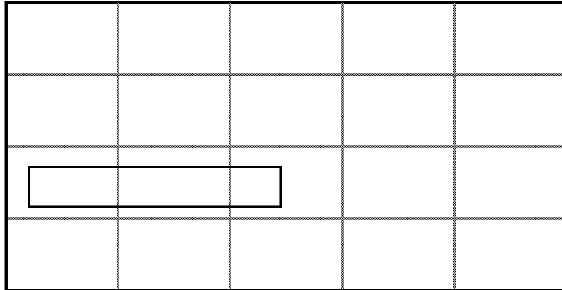
4 その他

- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受注者の負担とする。
- (2) 外部に露出するコード、ケーブル類については、SFチューブにより複数のケーブルを束ねるなど設置・運用に配慮したものとする。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 機器の配線完了後、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。

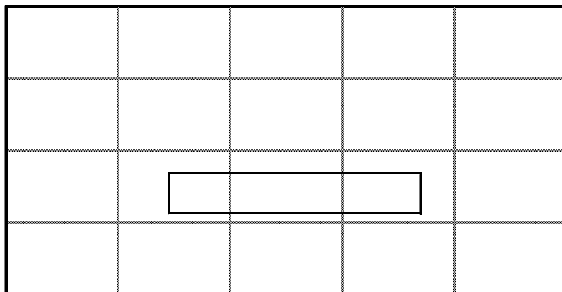
時刻表示のイメージ

表示位置について

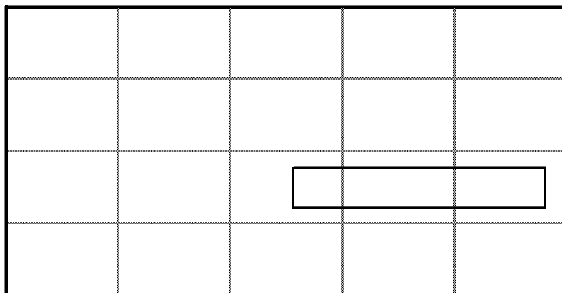
- ① 上から3段目・左から2列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から3列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ③ 上から3段目・左から4列目のマスを中心とした表示を行う場合



時刻表示のイメージ

(令和7年11月30日 午後1時23分45秒の時点の表示)

2 0 2 5 / 1 1 / 3 0 1 3 : 2 3 . 4 5